

1 ■054■ 自己負罪拒否特権と黙秘権

2 ◎自己負罪拒否特権と黙秘権、それぞれの定義・趣旨・条文・要件・効果をしっかり理解
3 し、整理しておこう。

14 ●何人も、自己の配偶者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒
15 むことはできない。(司)

16 ●医師は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては証
17 言を拒むことができるが、本人が承諾した場合は、証言を拒絶することはできない。(司)

18
19 ◎関連して、糾問的捜査観と弾劾的捜査官という概念を整理しておこう。

20
21
22 ◎新設された刑事免責制度についても、定義・趣旨・条文・要件・効果をしっかり理解し、
23 整理しておこう。

24
25
26
27
28
29
30 ◎アメリカのミランダ判決が要求した5つの事項をしっかりと確認しておこう。

31
32
33
34
35
36 *これに対して、日本の法はどうか？

37 ①黙秘権告知の規定について

38
39 ②不利な証拠として用いられることの告知規定について

40
41 ③弁護人立会について

42
43 ④被疑者の国選弁護について

44
45 ⑤黙秘権放棄の任意性確保について

46
47
48 ◎新設された取調可視化規定は、③の弁護人立会の代わりに務めることができるか？
49